

au でんき需給約款 新旧対照表（平成 31 年 2 月 21 日実施）

改定後（新）	改定前（旧）
<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款<u>およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）</u>が定める託送供給等約款<u>およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）</u>を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</p> <p>なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 需要場所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、当該一般送配電事業者の決定に従い、1 需要場所を決定することがあります。</p> <p>なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。</p>	<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</p> <p>なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 需要場所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1 需要場所を決定することがあります。</p> <p>なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>10 供給の開始</p> <p>(1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。</p>

(2)・(3) 略

12 契約種別

(1) 契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表 7（提供エリア）によります。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）
	東北電力エリア	でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）
	東京電力エリア	でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）
	中部電力エリア	でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）
	北陸電力エリア	でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）
	四国電力エリア	でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）
	九州電力エリア	でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）

(2) でんき M プラン（北陸）およびでんき L プラン（北陸）については、平成 29 年 11 月 7 日をもって、当社が適当と認めたときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

(3) でんき M プラン（中部）およびでんき L プラン（中部）については、平成 30 年

(2)・(3) 略

12 契約種別

(1) 契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表 7（提供エリア）によります。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）
	東北電力エリア	でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）
	東京電力エリア	でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）
	中部電力エリア	でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）
	北陸電力エリア	でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）
	四国電力エリア	でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）
	九州電力エリア	でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）

(2) でんき M プラン（北陸）およびでんき L プラン（北陸）については、平成 29 年 11 月 7 日をもって、当社が適当と認めたときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

(3) でんき M プラン（中部）およびでんき L プラン（中部）については、平成 30 年

9月2日をもって、当社が適当と認めるときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

(4) でんきMプラン（東京）およびでんきLプラン（東京）については、平成31年2月20日をもって、当社が適当と認めるときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

13 でんきMプラン

(1) 略

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに**当該**一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて
--------------------	--

9月2日をもって、当社が適当と認めるときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

13 でんきMプラン

(1) 略

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用す
--------------------	---

	使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 当該 一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。		る最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
四国	ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または 当該 一般送配電事業者との協議によって定めます。	四国	ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。

<p>14 でんきLプラン</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流</p>	<p>14 でんきLプラン</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。</p> <p>なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必</p>
---	---

を、必要に応じて確認いたします。

(4) 略

16 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに**当該**一般送配電事業者が行います。

18 使用電力量の計量

(1) 当社は、**当該**一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、17（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。

(2) 略

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または**当該**一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの**当該**一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の**当該**一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

(2)～(5) 略

(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または**当該**一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、も

要に応じて確認いたします。

(4) 略

16 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに一般送配電事業者が行**な**います。

18 使用電力量の計量

(1) 当社は、一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、17（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。

(2) 略

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

(2)～(5) 略

(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、も

しくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ～ホ 略

- (2) お客さまが発電設備を**当該**一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、**当該**一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

29 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または**当該**一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 略

ロ **当該**一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ **当該**一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ・ホ 略

- (2) (1)の場合には、当社または**当該**一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 略

31 設備の賠償

しくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行**な**います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ～ホ 略

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

29 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 略

ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ・ホ 略

- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 略

31 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または**当該**一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

34 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

(2) 略

35 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が**託送約款等**に基づき**当該**一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が**託送約款等**に基づき**当該**一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

36 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

イ～ハ 略

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

34 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行**な**います。

(2) 略

35 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が**託送供給等約款**に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が**託送供給等約款**に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

36 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

イ～ハ 略

二 お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合

(イ) 略

(ロ) 需要場所内の**当該**一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、**当該**一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(ハ) **当該**一般送配電事業者に無断で**当該**一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(ニ) 電気工作物の改変等によって不正に**当該**一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

(ホ)・(ハ) 略

(ト) 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、**当該**一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

(チ) 略

(2)・(3) 略

(4) お客さまが、34（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

38 供給設備等の施設

(1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、**託送約款等**に基づき、**当該**一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、**託送約款等**に基づき当該施設に協力していただくとともに、**当該**一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。

(2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、**託送約款等**に基づき**当該**一般送配電事業者が付帯設備を無

二 お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合

(イ) 略

(ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(ハ) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

(ホ)・(ハ) 略

(ト) 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

(チ) 略

(2)・(3) 略

(4) お客さまが、34（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当社が需給を終了させるための処置を行**な**った日に需給契約は消滅するものといたします。

38 供給設備等の施設

(1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、**託送供給等約款**に基づき、一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、**託送供給等約款**に基づき当該施設に協力していただくとともに、一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。

(2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、**託送供給等約款**に基づき一般送配電事業者が付帯設備を無

償で使用できるものといたします。

(3) お客様の希望によって引込線の位置変更工事や、計量器および計量に必要な付属装置等の取付位置を変更する場合、**託送約款等**に基づき実費相当額をお客さまから申し受けることがあります。

39 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が**託送約款等**に基づいて、**当該**一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

40 工事費負担金の申受けおよび精算

39（工事費負担金）により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に**託送約款等**に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

41 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、**託送約款等**に基づいて**当該**一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

42 調査に対するお客様の協力

当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に

償で使用できるものといたします。

(3) お客様の希望によって引込線の位置変更工事や、計量器および計量に必要な付属装置等の取付位置を変更する場合、**託送供給等約款**に基づき実費相当額をお客さまから申し受けることがあります。

39 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が**託送供給等約款**に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

40 工事費負担金の申受けおよび精算

39（工事費負担金）により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に**託送供給等約款**に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

41 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、**託送供給等約款**に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行**な**わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

42 調査に対するお客様の協力

一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して

対して次のとおり協力いただきます。

- (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を**当該**一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) **当該**一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

43 保安に対するお客様の協力

当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の**当該**一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客様には、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を**当該**一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、**当該**一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の**当該**一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが**当該**一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が**当該**一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を**当該**一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が**当該**一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を**当該**一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、**当該**一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

次のとおり協力いただきます。

- (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行**な**った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

43 保安に対するお客様の協力

一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客様には、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

<p>別表</p> <p>3 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(3) 略</p>	<p>別表</p> <p>3 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として一般送配電事業者が検針を行った日といたします。</p> <p>(3) 略</p>
<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、平成31年2月21日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、平成30年9月3日から実施します。</p>